

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 令和3年度第1回美里町都市計画審議会
- 2 開催日時 令和3年11月2日（火）15時から15時34分まで
- 3 開催場所 美里町役場東庁舎2階 第1会議室
- 4 会議に出席した者
 - （1）委員 大原道明委員、大橋昭太郎委員、鈴木宏通委員、伊藤恵子委員
川野匡浩委員、清野徹也委員、森芳四郎委員、渡邊新美委員
 - （2）事務局 上下水道課 櫻井課長、安部課長補佐
建設課 花山課長、伊藤課長補佐
 - （3）その他 相澤町長
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別
 - （1）会長の選出 公開
 - （2）職務代理者の指名 公開
 - （3）議事録署名人及び会議書記の選出 公開
 - （4）諮問事項の審議 公開
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の人数 なし
- 8 会議資料
大崎広域都市計画下水道の変更
- 9 会議の概要
 - （1）会長は、大原委員とする。
 - （2）職務代理者は、伊藤委員とする
 - （3）会議録署名委員は、鈴木委員、伊藤委員とし、会議録書記は事務局とする。
 - （4）諮問事項について、資料に基づき事務局より説明があり、その内容を審議した結果、「異議なし」と答申する。

【発言内容の記録】

○花山課長 お疲れ様でございます。定刻でございます。只今より、令和3年度第1回美里町都市計画審議会を開催いたします。審議会の開催に先立ちまして、美里町都市計画審議会委員の皆さまに委嘱状を交付させていただきます。

(町長から委員に委嘱状をお一人ずつ交付)

○花山課長 それでは、改めまして都市計画審議会委員の皆さまをご紹介させていただきますと思います。

(課長から委員の紹介)

○花山課長 なお、本日の会議録に関しては事務局で対応いたしますので、よろしく願いいたします。続きまして、相澤町長からひと言ご挨拶申し上げます。

○相澤町長 皆さま、大変ご苦勞様でございます。常日頃から本町の行政運営に関しまして、ご理解とご協力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げさせていただきます。今日は、令和3年度第1回美里町都市計画審議会の開催でございます。只今、ご委嘱なさいました皆さまには、2年間どうぞよろしくお願いしたいと思っております。今年度も、もうすぐ2か月あまりとなりました。コロナ感染もだいぶ落ち着いてきたのかなと思っております。本町でも1か月以上は感染者がいないということで、宮城県でもだいぶ少なくなっていると。もう11月になりますので、先日、昨日ですか、コロナ対策室から役場内にお話しをさせていただきましたけれども、今後は通常に戻るような形で、なお感染対策はしっかりとしながら通常の生活に戻ってほしいというようなことをお願いして、メールで流しました。これからは、そのような形になって、一刻も早く生活を取り戻して、そして地域経済が元気になればなと思うところでございます。

今日は、都市計画審議会ということで、大崎広域都市計画下水道の変更についてということでございます。都市計画審議会では前回、平成30年に会議を持ちまして、それから2年以上もそういうような形できました。今まで案件がなかったものですから、都市計画審議会も開催されなかったということでございます。今回は、皆さまご案内の通り、統合中学校が令和7年4月に開校になります。その経過準備のために、都市計画の変更というふうな形で下水道の部分でございますけれども、変更というふうな形で、皆さまにご審議をいただくこととなります。今まで農業振興計画なり、農業振興の除外申請なり、しっかりと手順に沿って進めてきたところでございます。令和7年度には、しっかりと4月に開校ができるのではないかと考えているところでございます。これからPFIの事業者も決定次第、土盛り、建築工事にかかる、そういうふうな状況でございますので、全貌がいよいよ見えるのかなと、そのように思っているところでございます。そういうふうな中での都市計画審議会でございますので、皆さまからのいろんな角度からのご意見などを賜りながら、審議会を進めてい

ただければなどお願いを申し上げるところでございます。今日は本当に、皆さま方にはお忙しい中、ご出席を賜りましたことに感謝を申し上げまして、挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○花山課長 はい、ありがとうございます。それでは、本日出席しております事務局の職員の紹介をさせていただきます。上下水道課課長の櫻井でございます。

○櫻井課長 櫻井です。どうぞ、今日はよろしくお願いいたします。

○花山課長 同じく、上下水道課課長補佐の安部でございます。

○安部課長補佐 安部です。よろしくお願いいたします。

○花山課長 建設課課長補佐、伊藤でございます。

○伊藤課長補佐 伊藤です。よろしくお願い致します。

○花山課長 私、本日、司会進行を務めさせていただきます。建設課課長の花山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが。その前に、当審議会には条例に基づき、会を統括していただく会長を置くこととなっております。そこで委員の皆さまにはまず、会長の互選をお願いしたいと思います。

なお、町長が仮議長になり、会長の互選を進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員 異議なし

○相澤仮議長 それでは暫時のあいだ私が、会長が決まりますまで、進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、会長の互選を行いたいと思います。

なお会長は、美里町都市計画審議会条例第4条に基づき、同条例第2条第1項の学識経験者の中から選ばれることとなっております。条例では互選となっておりますが、会長は学識経験者からと明記されておりますので、学識経験者は大原委員、ひとりとなっております。そうしますと、必然的に大原委員となりますが、皆様のご意見はどうでしょうか。よろしいですか。

○各委員 異議なし

○相澤仮議長 ありがとうございます。皆さまのご承認をいただきましたので、会長は大原委員をお願いいたします。以上で、仮議長を下ろさせていただきます。ありがとうございます。

○花山課長 ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。これからの議事の進行につきましては、大原会長をお願いしたいと思います。大原会長、よろしくお願いいたします。

○大原会長 大原でございます。先ほどから学識経験者と言われておりますが、私は昔、小牛田町が合併する前に都市計画課というのがございまして。そこで長い間、都市計画事業である駅東の区画整理事業に携わっておりまして、様々な都市計画の事業を実践、計画をしてまいりました。特に区画整理事業につきましては、

人を増やす、人口を増加させるためという題目でもってやっておりましたが、途中から人口が減りはじめましてですね、いかに減るのを止めるかということで、ずっとやってまいりまして、全部、具体的な事業が始まってから14年かかって売り出しになったのですが、結局それから10年位かかりまして家がほぼ全部建ちましたね。

しかし、前の国勢調査をちょっと拝見しましたら、5年間で3パーセント、3.2パーセントか、美里町が減っていましたので、なかなか駅東の事業だけでは、歯止めにはならなかったのかなと、そんな感情を持ってまして、これからいかに人口が減るのを止めるためにも、新たな都市計画事業をどういう形でか、空き地・空き家対策を含めたような、新たな都市計画事業が必要ではないかというのが、私が思っているところでございます。

今日は、下水道の変更ということでして審議に入らせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

最初に、下水道の区域の変更を、なぜ都市計画審議会に諮らなければいけないのかというのを、事務局から説明をしていただきたいと思えます。それから具体的な審議に入っていきます、よろしいですか。

○各委員 はい。

○花山課長 それでは今、会長からお話しのありました下水道の区域の変更を、審議会に諮るということでご説明させていただきたいと思えます。都市施設というのがございます。これは、都市計画区域内に必要な施設を、都市計画法上に位置づけをして、整備していくということでございます。本町には都市施設としましては道路、公園、この下水道を引くという3つの都市施設がございます。その前に、都市下水路というのもございますけれども、こう言ったものを、既に決定してございますけれども。今回、冒頭に会長がお話しした通り、主に新中学校の建設予定地を下水道の区域に編入するというので、区域の変更が必要になってまいります。

下水道の場合は、区域を都市計画に位置付ける、都市計画決定しているということになっておりますので、その区域の変更を行うために今回、審議会にはかるということになっております。審議会にはかることにつきましては、都市計画法第19条に、市町村の都市計画の決定というのがございますけれども。こちらに、市町村の都市計画の決定及び変更につきましては、市町村の都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとなってございますので。本日皆さんにお集まりいただき、今回、決定変更する下水道の区域についてご審議いただき、下水道の区域の変更をするものでございます。以上でございます。

○大原会長 質問ないですか、よろしいですか。

○各委員 質問なし

○大原会長 それでは、以上の諮問第1号、大崎広域都市計画下水道の変更について、説

明を下水道課の方からですか。

○櫻井課長 それでは、本日の議題につきまして、ご説明をさせていただきます。本日は、このような審議会を開催させていただきまして、大変ありがとうございます。先ほど、説明が建設課長からありましたように、私が挨拶する内容が少なくなりましたが、先ほど町長からも挨拶がありましたので、令和7年4月に新中学校が美里町字新峯山地内に開校することになっております。開校の際には、公共下水道を接続する必要になってまいります。これまで住民説明会や縦覧期間を持ちまして、本日、都市計画の下水道の変更を本審議会にはかることになりましたので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

このほかにも、既成の市街地に隣接するところで、抜かしたところですね。改めて編入する箇所もございますので、やっぱりそちらの方もよろしくお願ひいたします。具体的な内容につきましては、下水道課長補佐の安部の方からご説明させていただきます。今日は、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

○大原会長 すいませんが、ちょっとやるべきことを私、抜かしておりましたので説明の前に時間をお願いします。美里町都市計画審議会条例第4条第3項によりまして、会長の職務代理者について、あらかじめお願ひしている方がおありまして、その職務代理者を指名するのを忘れておりましたので指名させていただきたいと思ひます。伊藤恵子委員を、職務代理者としてお願ひしたいと思ひますので、よろしいでしょうか。

○各委員 異議なし

○伊藤委員 よろしくお願ひします。

○大原会長 よろしくお願ひします。それから、本日の会議録の署名についてお二人、お願ひしたいと思ひます。鈴木委員と伊藤委員にお願ひしたいと思ひますが、皆さんよろしいでしょうか。

○各委員 異議なし

○大原会長 それでは、その通りよろしくお願ひいたします。それでは、先ほどの説明の続きをお願いします。

○安部課長補佐 それでは、私の方よりこの度の変更について、ご説明させていただきます。まず、説明に先立ちまして、都市計画法第17条第1項の規定に基づく都市計画変更（案）の縦覧状況について、報告させていただきます。令和3年10月11日から10月25日までの2週間、縦覧を行いました。その結果、縦覧者はおりませんでした。また、意見書等の提出もございませんでした。以上、縦覧状況の報告です。

それでは、説明に入らせていただきたいと思います。今回、お配りしております資料の表紙をお開きください。今回の、変更の内容でございます。公共下水道の汚水の排水区域を662ヘクタールから667ヘクタールへ変更するものです。5ヘクタールの追加となります。美里町下水道基本構想において、

将来の土地利用計画等、集合処理区として妥当と考えられる区域を把握したうえで、家屋間限界距離等を活用して、それらの区域に取り込む連坦する未整備の家屋を含めて設定することとなっております。令和7年度に開校が予定されております新中学校用地である字新峯山の一部4ヘクタールは、既決定の排水区域と隣接した区域であり、公共下水道で整備することが経済的に明らかに有利であるため、排水区域に追加する変更を行い、生活環境の整備・向上を図るものです。その他の1ヘクタールにつきましても、既決定の排水区域に隣接した区域であり、新たに住宅が立地しましたので、公共下水道として一体的に整備を行うために追加しました。詳しい箇所についてですが、2枚目以降のA3横の図面をお開きください。1枚目の1万分の1の図面、こちら総括図となっております。これでは縮尺が広すぎますので、次のページA3、2枚目以降が拡大図となっております。右下の図面番号2/4、赤く着色したところが今回の追加区域です。左上から北浦字中組の一部0.1ヘクタール、その下の北浦字中組の一部0.2ヘクタール、一番下の着色部が北浦字浅野栄治前の一部0.1ヘクタール、いずれも、新たに住宅が立地いたしました。次のページ、図面番号3/4、左側から北浦字横埦下の一部0.1ヘクタール、その右隣が北浦字原の一部0.1ヘクタール、こちらも新たに住宅が立地いたしました。そして、次のページ、図面番号4/4が今回のメインであります、新中学校用地です。字新峯山の一部4.0ヘクタールとなります。以上の計6区域が、追加する区域となります。次ページ以降の資料は、参考資料となっております。以上、簡単ではございましたが、今回の変更内容についての説明となります。

- 大原会長 以上、いま図面を見ながら説明はありましたが、ご意見、ご質問を受けることにいたしたいと思っておりますが、ありますでしょうか。出していただければ。
- 渡邊委員 さしあたっては中学校の開校に基づいた変更ということと、それに付随して特に付け加えた何箇所か、その区域の変更を一緒にやろうということなのですよね。
- 大原会長 はい、その通りです。
- 渡邊委員 いいのではないですか。
- 大原会長 それでは、私の方からせっかくだから。今、下水道の基本構想があって、それに基づいて区域の変更をやっているという説明があったのですが。聞いたところによると、基本構想には構想図というのがあるようで、その構想図には駅東の新中学校の用地は入っていないのだそうですね。
- 安部課長補佐 そうです。
- 大原会長 そうすると、構想にないところをやるには基本構想を変えなきゃいけないじゃないかという。先ほど、連坦してどうたらこうたらと、おっしゃっていましたが、その辺は構想図をはみ出していいのかどうなのか、その辺を聞いておきたいのですが。

- 安部課長補佐　そこは特に連動しなくても、いいということになります。
- 大原会長　それは、さっきの説明、ちょっと、さっきの説明をもうちょっと。
- 安部課長補佐　現在の既決定の区域に隣接する土地ですので、明らかに一緒に遠くないので、すぐ近くなので公共下水として整備した方が明らかに、経済的に有利ということになりますので、今回追加したという形になります。
- 大原会長　別に、構想図は直さなくてもいいということになっているのですね。
- 安部課長補佐　はい。
- 大原会長　はい、わかりました。他にありませんか。
- 鈴木委員　今回の中学校の部分ですが、新たに後ろの部分に付け加えるという事がございます。今の構想の中でも雨水に関しては、学校内の敷地に利用水として利用を可能にしているような構想でございますが。この雨水に関しては、まったく取り扱わないという構想でいまのところ考えているのでしょうか。
- 安部課長補佐　公共下水道のほうでは、取り扱わないということになります。
- 鈴木委員　変更なしで、汚水のみですね。
- 安部課長補佐　汚水のみです。
- 大原会長　4ヘクタールあるからね。別に調整池とかもないのですか。
- 花山課長　中学校の敷地内に、調整池を設けます。
- 大原会長　設けるのね、そうですか。調整池は設けるが、下水道とは関係ないと。
- 花山課長　今回、中学校の敷地に関しては、公共下水道の雨水区域には入れないということなんです。
- 大原会長　調整池があるから、入れないということですか。
- 花山課長　入れれば、調整池を作る必要はないと思うのですけれども。結局、既存の調整池の容量をオーバーしてしまうのと、そこまで雨水を排出していくのが構造的に大変というような判断だと思います。
- 大原会長　既存の調整池というのは、駅東にある調整池ですね。
- 花山課長　はい。
- 大原会長　用地買収は終わっているのですか、大体。
- 花山課長　用地の契約は9月の議会でお認めいただいて、先月末に開発許可と農地転用の許可も下りております。今、登記を早速進めているところでございます。
- 大原会長　先ほどの町長の話では、令和7年。3年かかるわけです。農振農用地というのは、具体的に何かやるという計画がないと下水道区域を広げるといいうのはできないようです。そういう、制度的にできないようです。
- 花山課長　都市計画の都市施設の区域と、農振農用地の区域はダブれない部分になっています。農振を除害しないと下水の区域に入れることができない。あとは用途とかも定めることができないということになっています。いわゆる農振除害の前に先行してやるということとはできないということです。それは、県でも必ず確認されることです。

- 大原会長 あるだけやっても、上手くいかない。
- 大橋委員 よろしいですか
- 大原会長 はい、どうぞ。
- 大橋委員 今回は排水区域の変更ということでございますが、実際の下水道の配置なり計画というのは、都市計画には関わらないのですか。排水区域の変更だけでの、そのあとの整備というのは、直接この審議会には関わらないのですか。
- 安部課長補佐 今回、この決定をいただいて、その次に事業計画の変更をしまして、次に事業着手という段取りになります。
- 大橋委員 それは、ここの審議会には関わらなくても構わないということですか。
- 安部課長補佐 そうですね。
- 大橋委員 よろしいです。
- 大原会長 他にありませんか。よろしいでしょうか。できれば、ひと言ずつくらいいただければと思いますが。是非、発言していただけないでしょうか。そちらは、どなたかないですか。よろしいでしょうか。
- 各委員 異議なしということで。
- 大原会長 それでは、議論も出尽くしたということで、採決を取りたいと思います。本案件を原案通り承認することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 異議なし
- 大原会長 それでは、異議なしと認めさせていただきます。では、これで令和3年度第1回美里町都市計画審議会を終了いたします。ご審議ありがとうございました。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年11月16日

委員 _____

委員 _____